

個別避難計画の作成について

R4. 8. 23

【資料 2】

災害対策基本法の改正（令和3年5月）により、避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされました。優先度の高い避難行動要支援者について、地域の実情に応じて概ね5年程度で「個別避難計画」の作成に取り組むこととされ、当区でも令和4年度から取り組んでいます。

[現在の取組み状況]

- 常盤地区をモデル地域に選定
- 優先対象者を設定(要介護5、身体障がい者等)
災害時等要援護者名簿※をもとに、優先対象者についてケーススタディを実施し、個別避難計画(素案)を検討しつつ、避難時の支援イメージを検討(5~6月)
- 地域振興会(自主防災組織)の協力を得つつ取組みに着手。現在、対象者への個別ヒアリングを実施できるよう、関係者に説明を実施中(6月下旬~)



[今後の取組み]

- 引き続き、モデル地域において取組みを進め、優先対象者への個別避難計画の完成をめざします(～9月頃)
- モデル地域での計画作成過程で得られた課題等を検証し、予算化を検討します(10~11月頃)
- ★ モデル地域での計画作成完了後は、機運等も踏まえ、順次、他地域に展開します



《参考》災害時等要援護者名簿※

- * 阿倍野区では、「あべの 安全・安心 見守り 支え合い隊事業」や「地域における要援護者見守りネットワーク事業」の実施により、要援護者に係る日頃の見守りに加え、災害時支援も想定して、個人情報の地域提供に本人同意を得ながら、「災害時等要援護者名簿」を作成してきました
- * 個別避難計画の作成を契機として、「災害時等要援護者名簿」を有効に活用するとともに、個人情報の取扱いに関する地域の皆さんの理解の促進や、日常的な見守りネットワークのさらなる強化につなげたいと考えています

個別避難計画 対応イメージ

